

自動車機器の定期点検整備及び臨時整備外注仕様書

1 業務名称 自動車機器の定期点検整備及び臨時整備

| 装置の名称 | 品名 | 装着個数 | 年間外注 予定数 |
|----------|-----------------|------|-------------|
| ブレーキ倍力装置 | エアマスター (A/M) | 250個 | 48個 |
| | エアブレーキバルブ (ABV) | 86個 | 27個 |
| | エアードライヤー | 89個 | 77個 |

(注) 本契約は単価契約である。外注予定数量は、過去の実績等により算定していることから、多少の増減があるものとする。

2 納入場所 発注者が指定する場所

3 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

- ### 4 業務上の注意事項
- (1) 自動車機器整備は、12か月定期点検整備、臨時整備に伴うもので、作業に当たっては、自動車機器外注修理依頼票に従って行うものとする。
 - (2) 12か月点検整備、エンジン整備時は、外注先整備工場の納入期間に支障のないよう努めること。なお、特異事態発生時は事前に発注者の了解を得た場合はこの限りでない。
 - (3) 受注者は、整備期間中の交通局所有車両の保管について、責任を持って保管管理に努めること。
 - (4) 作業中、受注者の責任によって発生した災害及びその他の事故については、受注者の責任とする。
 - (5) 自動車機器の保証期間は、納入後3か月間とする。

- ### 5 その他
- (1) 納品作業において、交通局構内に車両を進入させるときは、バス等車両の運行に支障をきたさぬよう、安全かつ確実にを行い、格段の配慮をすること。
 - (2) 納品作業において、業務遂行上支障（構内事故等）が生じたときは、必ず係員と協議し、対応にあたること。
 - (3) 納品作業において、言動・行為等に留意し、交通局内外の来客者に対し、不快の念を与えないよう心配りをする事。
 - (4) その他、業務遂行上支障等が予想されるときは、事前に係員と協議し、対応にあたること。